



立山町告示第27号

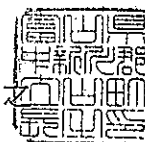
大字・字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり本町の大字・字の区域を変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

この処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による澁上地区の換地処分の広告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成30年3月23日

立山町長 舟橋 貴



1. 大字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「野沢」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
立山町	澁上	谷奥割	9番の一部、10番の一部、11番の一部
	上中		367番の一部、371番の一部

上記の区域に介在する町有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「上中」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
立山町	野沢	引下水内	13番の一部、14番1の一部、14番1-2の一部、14番1-3
	野沢		233番の一部、236番の一部、237番の一部、238番の一部、239番の一部、240番の一部
	澁上	谷奥割	9番の一部

上記の区域に介在する町有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「澁上」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
立山町	野沢	引下水内	13番の一部、14番1の一部、14番1-2の一部、14番1-3の一部

上記の区域に介在する町有地の全部を含む。

2. 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
立山町	湊上	谷奥割	10番の一部、11番の一部
	野沢	引下 水内	13番の一部、14番1の一部、14番1-2の一部、 14番3の一部

上記の区域に介在する町有地の全部を含む。